

議題:第21号

教育委員会活動の点検及び評価報告書について

1 概 要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法律」という。）第26条において、「教育委員会の事務の管理執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」旨規定されている。また、同条の解釈の中で、地方公共団体で各部局横断的な行政評価を行っている場合は、その行政評価の中でこの点検・評価を行う事も可能であるとしている。

本市では、総合計画の着実な推進と市制運営の透明性の向上を目的として、行政評価を実施している。

このことから、本市で実施した行政評価結果を活用して、「教育委員会活動の点検及び評価報告書」を作成し議会へ提出するとともに、本市ホームページにおいて公表するものである。

2 報告書の内容

別紙のとおり。

教育委員会活動の 点検及び評価報告書

令和8年9月

甲府市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の
規定に基づき、令和7年度の教育委員会活動の点検及び
評価を報告します。

令和8年9月

甲府市教育委員会 教育長 松 田 昌 樹

— 目 次 —

令和 7 年度教育委員会の活動状況……………	P. 21～22
令和 7 年度行政評価結果総括表……………	P. 23
令和 7 年度行政評価結果一覧……………	P. 24
事務事業評価票……………	P. 25～47

※ 令和 7 年度行政評価結果から、教育部が所管する事務事業
（主要事業のみ）を抜粋して使用しています。

令和 7 年度教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

(1) 会議開催回数

定例会	12 回
臨時会	7 回

(2) 議事

議題	31 件
報告	16 件

(3) 会議開催日程等

第 1 回定例会（令和 7 年 4 月 9 日）

令和 7 年度小中学校の修学旅行及び林間学校の実施について（議題）

甲府市議会 3 月定例会の審議状況について（報告）

予算特別委員会の審議状況について（報告）

第 2 期甲府市スポーツ推進計画【概要版】について（報告）

第 2 回定例会（令和 7 年 5 月 14 日）

令和 7 年度副読本・ワークブックについて（報告）

令和 7 年度教育委員会総合教育視察について（報告）

第 1 回臨時会（令和 7 年 5 月 29 日）

令和 7 年度山梨県教育功労者表彰被表彰候補者の推薦について（議題）

第 3 回定例会（令和 7 年 6 月 16 日）

甲府遺産の認定について（議題）

令和 7 年度甲府市武田氏館跡歴史館の臨時開館について（議題）

夏季期間における甲府市立図書館の開館時間変更について（議題）

第 4 回定例会（令和 7 年 7 月 9 日）

甲府市議会 6 月定例会の審議状況について（報告）

第 2 回臨時会（令和 7 年 7 月 29 日）

令和 8 年度使用甲府商業高校教科用図書の採択について（議題）

令和 8 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について（議題）

第5回定例会（令和7年8月12日）

教育委員会活動の点検及び評価報告書について（議題）

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部改正について（議題）

甲府市指定文化財の指定について（議題）

令和6年度決算審査について（報告）

第6回定例会（令和7年9月12日）

令和7年度甲府市武田氏館跡歴史館の臨時開館について（議題）

令和7年度教育委員会総合教育視察について（報告）

令和7年度全国学力・学習状況調査の甲府市における調査結果のポイント（報告）

第3回臨時会（令和7年10月14日）

教育長職務代理者の指名について

第7回定例会（令和7年10月14日）

甲府市議会9月定例会の審議状況について（報告）

令和6年度決算審査特別委員会の審議状況について（報告）

第4回臨時会（令和7年10月22日）

公立小中学校管理職等選考受検者推薦の承認について（議題）

甲府商業高校管理職等選考受検者推薦の承認について（議題）

公立小中学校における特例任用校長選考受験者推薦の承認について（議題）

令和8年秋及び令和9年春の叙勲候補者について（議題）

第8回定例会（令和7年11月12日）

令和8年甲府市「二十歳のつどい」の開催について（報告）

第9回定例会（令和7年12月10日）

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部改正について（議題）

令和8年度甲府市総合市民会館の臨時休館について（議題）

令和7年度甲府市武田氏館跡歴史館の臨時開館について（議題）

第10回定例会（令和8年1月14日）

甲府市立図書館条例施行規則の一部改正について（議題）

令和8年度甲府市立図書館特別整理期間及び臨時休館日について（議題）

甲府市議会12月定例会の審議状況について（報告）

第 11 回定例会（令和 8 年 2 月 12 日）

甲府遺産の認定及び名称変更について（議題）

令和 7 年度甲府市武田氏館跡歴史館の臨時休館について（議題）

なでしこ賞・撫子賞の表彰について（報告）

第 5 回臨時会（令和 8 年 3 月 6 日）

教職員の人事について（議題）

第 12 回定例会（令和 8 年 3 月 11 日）

令和 8 年度甲府市学校教育指導指針について（議題）

令和 8 年度甲府市立小中学校児童生徒入学者予定数について（報告）

第 6 回臨時会（令和 8 年 3 月 17 日）

甲府市教育委員会事務局職員の人事異動について（議題）

第 7 回臨時会（令和 8 年 3 月 27 日）

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（議題）

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について（議題）

甲府市学校職員通勤手当支給規則の制定について（議題）

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について（議題）

甲府市学校給食費徴収規則の一部改正について（議題）

甲府市学校運営協議会規則の一部改正について（議題）

(4) その他の教育委員活動状況

日付	活動内容
令和 7 年	
4 月 10 日	定例校長会
4 月 15 日	定例教頭会
5 月 26 日	甲府市文化協会定期総会
5 月 30 日	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会
6 月 20 日	総合教育視察
9 月 1 日	行政委員連絡協議会
9 月 7 日	市民体育大会
10 月 9 日	山梨県市町村教育委員会連合会秋季研修会
10 月 17 日	市政施行 136 周年記念式典
11 月 1 日	甲府市民文化祭
11 月 2 日	ライフスポーツ市民大会
11 月 26 日	行政委員連絡協議会

11 月 30 日 12 月 20 日	こうふ夢コンサート 「こうふ開府の日」記念事業
令和 8 年 1 月 6 日 1 月 11 日 1 月 13 日 2 月 13 日 2 月 19 日 2 月 25 日 3 月 11 日 3 月 19 日	定例校長会 二十歳のつどい 定例教頭会 総合教育会議 行政委員連絡協議会 山梨県市町村教育委員会連合会定期総会及び春季研修会 中学校卒業式 小学校卒業式

令和 7 年度行政評価結果総括表

1 事務事業評価区分

A	拡 大	社会情勢や市民ニーズに応えるため、もっと積極的に取り組むべき。
B	継続推進	現状どおり。
C	改善・見直し	一定の成果は出ているが、コストや実施方法を見直し、より一層の効率化を図るべき。
D	統合・縮小	類似の事務事業があり、効率化を図るため統廃合を考えるべき。 社会情勢や市民ニーズから考えて、事務事業の縮小を考えるべき。
E	休止・廃止	社会情勢や市民ニーズと合っておらず事業として不要である、市が実施する必要がない、又は一時的に休止とする。
F	完 了	事業が完了した。

2 事務事業 23事業の評価結果

評 価 区 分	A 拡 大		B 継続推進		C 改善・見直し		D 統合・縮小		E 休止・廃止		F 完 了		合 計
教育部の評価	0	0.0%	23	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	23

令和 7 年度行政評価結果一覧

施 策	小 施 策	実施計画掲載事業名	部	室	課	評価結果
子ども・子育てへの支援	地域で子育てを支える環境づくり	放課後子供教室推進事業	教育部	生涯学習室	生涯学習課	B
学校教育の充実	確かな学力の習得	小学校外国語活動推進事業	教育部	教育総室	学校教育課	B
		外国人講師による英語指導事業（中学校）	教育部	教育総室	学校教育課	B
		サポートティーチャー事業(小学校)	教育部	教育総室	学校教育課	B
		サポートティーチャー事業(中学校)	教育部	教育総室	学校教育課	B
	豊かな心の育成	新しい時代を担う人づくり基金事業(甲府の教育推進事業)	教育部	教育総室	学校教育課	B
		学校危機管理体制整備事業	教育部	教育総室	学校教育課	B
	健やかな体の育成	学校給食事業（小学校）	教育部	教育総室	学事課	B
		学校給食事業（中学校）	教育部	教育総室	学事課	B
	良好な教育環境の整備	小学校老朽化リニューアル事業費	教育部	教育総室	教育施設課	B
		中学校老朽化リニューアル事業費	教育部	教育総室	教育施設課	B
		教材・情報環境整備事業（小学校）	教育部	教育総室	学事課	B
		教材・情報環境整備事業（中学校）	教育部	教育総室	学事課	B
	高校と専門学校の充実	外国人講師による英語指導事業（高校）	教育部	教育総室	学校教育課	B
生涯学習の充実	学習機会や学習内容の充実	生涯学習振興事業	教育部	生涯学習室	生涯学習課	B
		図書館管理運営事業	教育部	生涯学習室	図書館	B
		こうふ開府500年レガシー事業費	教育部	生涯学習室	生涯学習課	B
スポーツの振興	スポーツの普及	スポーツ振興事業	教育部	生涯学習室	スポーツ課	B
文化・芸術の振興	文化・芸術に接する機会の提供	文化芸術推進事業	教育部	生涯学習室	生涯学習課	B
	文化財の保護・活用	史跡武田氏館跡整備事業	教育部	生涯学習室	歴史文化財課	B
		文化財保護事業	教育部	生涯学習室	歴史文化財課	B
国際交流・多文化共生の推進	国際交流活動の推進	新しい時代を担う人づくり基金事業(姉妹・友好都市教育交流事業)	教育部	教育総室	学校教育課	B
防犯・交通安全対策の充実	防犯活動	学校安全安心推進事業	教育部	教育総室	学事課	B

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)										No.	1	
事業概要	事務事業名	放課後子供教室推進事業				区分	1	継続	2	主要	3	総合戦略
	担当部室課名	教育部 生涯学習室 生涯学習課				作成責任者職氏名		課長 樋田 和子				
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)				施策の柱		次代を担う子どもたちを育む				
	施策	①子ども・子育てへの支援				小施策		地域で子育てを支える環境づくり				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 放課後や週末等に小学校の特別教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。										
	実施方法	☐ 直営 ☒ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☐ その他()							事業開始年度		平成19年度	
事務事業の性格	自治任意		法律	☐ 有 ☒ 無	甲府市放課後子ども総合プラン推進委員会設置要綱							
			条例要綱等	☒ 有 ☐ 無								
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	地域社会において安全に「学び体験」のできる放課後の居場所づくりを推進するため、学校施設等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、多彩な体験活動や学習活動の機会を提供する「放課後子供教室」の拡充を、運営規準「甲府モデル」のもとで進めている。										
	事務事業の見直しと効果	見直し	①									
			②									
		効果	①									
			②									
	事務事業のコスト等	年度					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
		区分(単位:千円)					(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)	
		事業費					13,649	14,286	18,458	21,000	21,855	
		事業費財源内訳	国庫支出金					1,589	1,663	1,866	2,491	2,636
			県支出金									
			市債									
			その他特定財源					30	46	65	67	63
			一般財源					12,030	12,577	16,527	18,442	19,156
		概算人件費①×②					6,955	6,994	7,163	7,613	7,613	
		概算人件費	①年間職員数					1	1	1	1	1
	②職員1人当たり人件費					6,955	6,994	7,163	7,613	7,613		
	トータルコスト(事業費+概算人件費)					20,604	21,280	25,621	28,613	29,468		
	目標達成状況	項目	上段:指標名					(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
			下段:指標の説明					(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)
		活動指標	《指標名》 放課後子供教室開設数					14	15	15	15	15
								14	14	14		
《指標の説明》 教室数が増加することにより、安全・安心な活動拠点が拡充することが期待される。												
《指標名》					8	8	8	13	13			
「甲府モデル」での放課後子供教室開設数					11	11	12					
《指標の説明》 教室数が増加することにより、甲府市としての特色ある事業として、放課後等の活動拠点が安定的に拡充されていく。												
成果指標		《指標名》 放課後子供教室開催日数					500	500	500	500	500	
							342	373	360			
		《指標の説明》 子どもたちに、より安全で教育的なプログラムを提供するために、適正な開催日数を設定する。										
		《指標名》					19	19	19	15	19	
		放課後児童クラブとの一体型実施開催日数					11	11	13			
		《指標の説明》 子どもたちに、より安全で教育的なプログラムを提供するために、適正な開催日数を設定する。										

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	3	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	2	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	4	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					18 / 24	
部としての評価	総合評価	B 22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。				《上記評価の理由》 引き続き、「甲府モデル」に基づいた運営により、地域社会において安全に豊かな学び体験のできる、放課後の居場所づくりを推進する必要がある。
		《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 「甲府モデル」での運営体制を推進し、学び体験の場を拡充していく。また、地域での継続的な運営ができるよう、協働活動支援員及びサポーターの育成に取り組む。				

第六次甲府市総合計画 令和7年度第事務事業評価票(対象:令和6年度)

No.

2

事業概要	事務事業名		小学校外国語活動推進事業				区分	1	継続	2	主要	3
	担当部室課名		教育部教育総室学校教育課				作成責任者職氏名		課長 大森 豊			
	基本目標		1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)				施策の柱		次代を担う子どもたちを育む			
	施策		②学校教育の充実				小施策		確かな学力の習得			
事業概要	事務事業の目的		《対象等をどのような状態にすることを狙っているか》 外国語を通じて、言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の基礎を養う。									
	実施方法		■直営 □委託・指定管理 □補助・助成 □その他()						事業開始年度			
	事務事業の性格		自治任意		法律	■有 □無	教育基本法、学校教育法、学習指導要領					
					条例要綱等	■有 □無	甲府市外国語指導助手の任用及び勤務条件に関わる要綱					
事業概要	評価対象年度における事務事業実施内容		小学校では、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地や基礎を養う。」ことを目標とし、小学3～6年生は学習指導要領に沿った指導等を実施するとともに、小学1・2年生においては、外国語に触れ、外国の生活や文化に慣れ親しむ機会を通じ、異なる文化への関心を持たせることを目的に国際理解教育の充実を図った。 また、小学校は対象クラスが増加したため、1名増員し、14名体制で事業を実施した。									
	事務事業の見直しと効果		① 見直し ② 効果 ① ②									
	事業実施結果		事務事業のコスト等		年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
					区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)	
		事業費		57,694		63,618	71,403	79,468	78,418			
		事業費財源内訳		国庫支出金								
				県支出金								
				市債								
				その他特定財源	199	323	365	372	356			
				一般財源	57,495	63,295	71,038	79,096	78,062			
		概算人件費①×②		3,756		3,777	3,868	4,111	4,111			
		概算人件費		①年間職員数	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54			
				②職員1人当たり人件費	6,955	6,994	7,163	7,613	7,613			
		トータルコスト(事業費+概算人件費)		61,450		67,395	75,271	83,579	82,529			
事業実施結果	項目	上段:指標名		(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)				
		下段:指標の説明		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)				
	活動指標	《指標名》 外国人英語指導講師1人あたりの授業時間/日		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0				
				4.5	4.2	4.3						
		《指標の説明》 外国語に触れ、外国の生活に慣れ親しむ機会を通じ、異文化への興味を持たせることにより、国際理解教育が図られる。										
		《指標名》										
	目標達成状況	《指標の説明》										
		《指標名》 外国人英語指導講師を活用した学校数		25	25	25	25	25				
				25	25	25						
成果指標	《指標の説明》 全小学校において、外国人英語指導講師を効果的に活用することができる。											
	《指標名》											
	《指標の説明》											

(第2号様式)

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	4	令和6年度は1名増員し、外国人英語指導講師14名体制で事業を実施した。 新しい時代を担う子どもたちの育成において重要な事業である。
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	小学校は対象クラスが増加したため、1名増員し14名体制で事業を実施した。各校においては、外国人講師を活用することで、児童の国際理解教育を推進することができ、学習指導要領に沿った外国語教育の充実を図ることができた。 また、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る能力の向上のための指導、及び全学年に対し、日本と外国の言語や文化について、体験しながら理解を深めるための指導を行った。
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	4	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	外国人英語指導講師の活用は、グローバル人材の育成には重要なコンテンツであり、また、能力の高い外国人講師を確保するため、関連費用の削減はできない。	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					21 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
			《上記評価の理由》 ALTが全ての外国語科、外国語活動の授業においてティームティーチングで入ることにより、きめ細かな外国語(英語)教育の充実に努め、コミュニケーション能力の素地を養うことや、異なる文化への関心を持たせる等、国際理解教育の充実を図ることができた。			
			《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。			

事業概要

部としての評価

第六次甲府市総合計画 令和7年度第事務事業評価票(対象:令和6年度)

No.

5

事業概要	事務事業名			サポートティーチャー事業(中学校)			区分	1	継続	2	主要	3	総合戦略					
	担当部室課名			教育部教育総室学校教育課			作成責任者職氏名			課長 大森 豊								
	基本目標			1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)			施策の柱		次代を担う子どもたちを育む									
	施策			②学校教育の充実			小施策		確かな学力の習得									
事業概要	事務事業の目的			≪対象等をどのような状態にすることを目指しているか≫ 教育支援ボランティアや特別支援教育支援員、部活動指導員等を配置することで、よりきめ細かな教育を充実し、生徒の健全育成と学力の向上を図る。														
	実施方法			■直営 □委託・指定管理 ■補助・助成 □その他()						事業開始年度								
	事務事業の性格			自治任意		法律	■有 □無		学校教育法施行規則									
						条例要綱等	■有 □無		甲府市教育委員会特別支援教育支援員設置要綱、甲府市日本語指導員設置要綱、甲府市教育委員会学習指導員設置要綱、甲府市教育委員会スクール・サポート・スタッフ設置要綱									
事業概要	評価対象年度における事務事業実施内容			・教育支援ボランティアの配置による、生徒に対するきめ細かな支援体制の充実。 ・特別支援教育支援員の配置による、教育上特別な支援が必要な生徒への学習及び生活支援の充実。 ・日本語指導員の配置による、帰国子女及び外国人就労者子弟の日本語理解不足等による授業の支障低減。 ・授業補助等を行う学習指導員と、教員の授業以外に係る業務補助等を行うスクール・サポート・スタッフの配置による教員の負担軽減。 ・ICT教育の推進。														
	事務事業の見直しと効果			見直し		①												
						②												
				効果		①												
②																		
事業実施結果	事務事業のコスト等			年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度				
				区分(単位:千円)		(決算額)		(決算額)		(決算額)		当初予算額		(計画額)				
				事業費		61,459		65,841		80,324		88,112		96,196				
				事業費 財源内訳	国庫支出金										3,072			
					県支出金		15,834		12,406		10,103		9,582		10,877			
					市債													
					その他特定財源		83		133		413		432		455			
					一般財源		45,542		53,302		69,808		78,098		84,864			
							概算人件費①×②		2,087		2,099		2,149		2,284		2,284	
				概算 人件費	①年間職員数		0.3		0.3		0.3		0.3		0.3			
					②職員1人当たり人件費		6,955		6,994		7,163		7,613		7,613			
							トータルコスト(事業費+概算人件費)		63,546		67,940		82,473		90,396		98,480	
事業実施結果	項目	上段:指標名			(目標値)		(目標値)		(目標値)		(目標値)		(目標値)					
		下段:指標の説明			(実績値)		(実績値)		(実績値)		(実績値)		(実績値)					
	活動 指標	≪指標名≫ 教育支援ボランティアの派遣登録人数			50		50		50		50		50					
					39		37		19									
		≪指標の説明≫ 教職員を目指す学生ボランティアにとつて、長期的・定期的に学校現場に携われる機会を提供する。																
		≪指標名≫ 特別支援教育支援員の数			11		11		11		11		11					
	目標 達成 状況	≪指標の説明≫ 特別支援教育支援員の採用人数。																
		≪指標名≫ 教育支援ボランティアの派遣回数			800		800		800		800		800					
					460		402		235									
		≪指標の説明≫ 童の教育環境の向上と、ボランティアとして参加した方々が地域社会の再生に寄与できる。																
	成果 指標	≪指標名≫ 特別支援教育支援員の配置校			11		11		11		11		11					
					11		11		11									
≪指標の説明≫ 特別教育支援員を配置できた校数。																		

(第2号様式)

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	4	きめ細かな学習活動を効果的に推進し、教育の安定化を図るためには、特別支援教育支援員や学習指導員の配置のほか、教育支援ボランティアの派遣が必要である。
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	2	教育支援ボランティア事業は、登録者及び派遣回数が前年度より下回った。特別支援教育支援員等を全校配置することができた。 部活動指導員を2校(東中・笹南中)に配置した。 中学校11校に学習指導員とスクール・サポート・スタッフを配置した。
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	4	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	大学生や教員OBをはじめとする地域人材を活用する本事業の費用対効果は大きく、事業費削減はできないと考える。	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					20 / 24	
部としての評価	総合評価	B 22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。				
		《上記評価の理由》 教員不足が問題視される中、各中学校からの要望に基づき教育支援ボランティアを派遣し、きめ細かな教育支援に繋げることができた。また、特別支援教育支援員や学習指導員、及びスクール・サポート・スタッフを全中学校に配置するなど、教育の安定化と教員の負担軽減を図ることができた。				
《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。						

第六次甲府市総合計画 令和7年度第事務事業評価票(対象:令和6年度)

No. 6

事業概要	事務事業名	新しい時代を担う人づくり基金事業(甲府の教育推進事業)					区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	教育部教育総室学校教育課					作成責任者職氏名		課長 大森 豊				
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)					施策の柱	次代を担う子どもたちを育む					
	施策	②学校教育の充実					小施策	豊かな心の育成					
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 平成4年度に「新しい時代を担う人づくり基金運営委員会」を設置し、新しい時代を担う人づくりを目指して、「甲府の教育」の全体像を構築するとともに、創造性豊かな人づくりに資するため、調査・研究及び検討し、推進を図ることを目的としている。											
	実施方法	☐ 直営 ☐ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☒ その他(人づくり基金) 事業開始年度											
事業実施結果	事務事業の性格	自治任意		法律	☐ 有 ☒ 無								
				条例要綱等	☒ 有 ☐ 無		新しい時代を担う人づくり基金運営委員会設置要綱						
	評価対象年度における事務事業実施内容	平成4年度に「新しい時代を担う人づくり基金運営委員会」を設置し、新しい時代を担う人づくりを目指して、「甲府の教育」の全体像を構築しながら、創造性ゆたかな人づくりに資することを目的に、調査・研究及び事業の推進を図ってきた。											
	事務事業の見直しと効果	見直し	①										
			②										
		効果	①										
			②										
	事務事業のコスト等			年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
				区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)			
				事業費		880	1,108	744	1,258	836			
事業費財源内訳				国庫支出金									
				県支出金									
				市債									
				その他特定財源	880	1,108	110	1,258	836				
				一般財源	0	0	634	0	0				
概算人件費①×②				696	699	716	761	761					
概算人件費				①年間職員数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1				
	②職員1人当たり人件費	6,955	6,994	7,163	7,613	7,613							
トータルコスト(事業費+概算人件費)		1,576	1,807	1,460	2,019	1,597							
目標達成状況	項目	上段:指標名		(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)					
		下段:指標の説明		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)					
	活動指標	《指標名》 「甲府の子どもの教育総合推進校事業」の研究対象となる推進校数		3	3	3	3	3					
		《指標の説明》 甲府市の学校教育における諸課題に対する研究・実践の推進校数。		3	3	3							
		《指標名》											
		《指標の説明》											
	成果指標	《指標名》 総合推進校に対する補助充足度		100%	100%	100%	100%	100%					
		《指標の説明》 研究・実践等に係る総合推進校への費用補助充足度。		100%	100%	100%							
		《指標名》											
《指標の説明》													

(第2号様式)

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	甲府の子どもの教育の中核である「思い遣る心」を育てるため、「甲府の子どもの教育総合推進校事業」における調査研究は、「甲府の教育」の全体像を構築するとともに、甲府の子どもの育成に大きく貢献していると考ええる。
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	姉妹都市大和郡山市との児童生徒の作品交流を行った。 「なでしこ賞(撫子賞)」は、友人との望ましい人間関係や他の児童生徒の規範となるような「善行」に対し授与するものであり、「思い遣る心」の育成に寄与している。
3			目標値を達成する実績であった			
2			目標値を下回る実績であった			
1			目標値を大幅に下回る実績であった			
【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か		4	事業内容は適切である	3		
		3	事業内容は概ね適切である			
		2	事業内容の一部見直しが必要			
		1	事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	本事業は、基金事業として目的が明確となっているため、他事業と統合する余地はない。	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
		《上記評価の理由》 児童生徒の作品交流では、姉妹都市である大和郡山市と甲府市双方で展示会を開催し、交流を図ることができた。 家庭や地域と連携し、特色ある学校づくりを目指す中で、「甲府の子どもの教育総合推進校」事業の実施や、「なでしこ賞(撫子賞)」の授与など、児童生徒の「思い遣る心」がより一層醸成されるよう、基金の有効活用を十分考慮し、事業を推進した。				
《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。						

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)

No. 8

事業概要	事務事業名	学校給食事業(小学校)		区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	教育部 教育総室 学事課		作成責任者職氏名		課長 山本 和弘				
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)		施策の柱		次代を担う子どもたちを育む				
	施策	学校教育の充実		小施策		健やかな体の育成				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 学校給食を教育活動の一環として児童に提供し、子どもたちの食生活・食教育に対する指導を行い、正しい食事マナー、健康的な食習慣・食生活等を身につけさせる。								
	実施方法	☐ 直営 ☒ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☐ その他()		事業開始年度		昭和26年				
	事務事業の性格	自治任意		法律	☒ 有 ☐ 無		学校給食法			
			条例要綱等	☐ 有 ☒ 無						
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	・給食費の徴収及び滞納整理の業務を行う中で、システムの活用により、児童等の徴収データの作成、金融機関へのデータ伝送、滞納整理及び収納率の把握等、徴収等に係る業務の一元管理を行うことで、効率的な徴収管理等を実施した。 ・給食調理業務委託契約において、安全・安心で安定的な給食の提供を円滑に行った。 ・原油価格や物価の高騰に伴う給食の食材費の高騰分を保護者に転嫁することのないよう、市が負担した。 ・地産地消を推進するため、食材について地場農産物の積極的な活用に努めた。 ・老朽化の進んでいる学校給食関連機器について整備を行った。								
	事務事業の見直しと効果	見直し	①							
			②							
		効果	①							
			②							
	事務事業のコスト等	年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
		区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)		
		事業費		1,022,300	1,044,872	1,075,772	1,098,636	1,232,314		
		事業費財源内訳	国庫支出金	14,612						
			県支出金			26,814		420,992		
			市債	500		8,700	17,100			
			その他特定財源	571,595	414,417	405,806	472,238	368,746		
			一般財源	435,593	630,455	634,452	609,298	442,576		
		概算人件費①×②		47,990	48,259	49,425	52,530	52,530		
		概算人件費	①年間職員数	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9		
②職員1人当たり人件費	6,955		6,994	7,163	7,613	7,613				
トータルコスト(事業費+概算人件費)		1,070,290	1,093,131	1,125,197	1,151,166	1,284,844				
目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)			
		下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)			
	活動指標	《指標名》 年間給食実施食数(食)	1,656,592	1,633,524	1,593,540	1,555,296	1,523,662			
			1,585,193	1,571,373	1,536,362					
		《指標の説明》 学校給食数においては、年間に児童等に給食を提供する食数がその活動指標と考えられるため。								
		《指標名》 給食が提供できなかった日(日)	0	0	0	0				
			0	0	0					
		《指標の説明》 人為的事故等により、給食が提供できなかった場合には、安全で安心な給食の運営ができないため。								
	成果指標	《指標名》								
《指標の説明》										
《指標名》										
		《指標の説明》								

(第2号様式)

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
3			目標値を達成する実績であった			
2			目標値を下回る実績であった			
1			目標値を大幅に下回る実績であった			
【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か		4	事業内容は適切である	3		
		3	事業内容は概ね適切である			
		2	事業内容の一部見直しが必要			
		1	事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	4	給食室のドライ化が終了し、令和3年度から親子方式を含め、全小学校の調理業務が委託化されている。 令和5年度から令和7年度の調理業務及び配送業務についてブロック編成を東西南北に分けるよう変更し、令和4年度にプロポーザルによる契約を行い、円滑な給食実施を図った。	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					20 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
		《上記評価の理由》 子どもたちへの給食の提供という重要な役割を担っていることから、安全・安心に配慮して取り組んだ。また、調理業務は完全委託化となり、令和5年度から令和7年度の調理委託について、効率的な実施のため、ブロック編成を東西南北の4ブロックとした。今後も、全委託業者の指導監督を行う中で、引き続き安全・安心な学校給食を提供してくこととし、継続的に推進していく。				
		《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。				

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)										No.	9		
事業概要	事務事業名				学校給食事業(中学校)		区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名				教育部 教育総室 学事課		作成責任者職氏名		課長 山本 和弘				
	基本目標				1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)		施策の柱		次代を担う子どもたちを育む				
	施策				学校教育の充実		小施策		健やかな体の育成				
	事務事業の目的				《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 学校給食を教育活動の一環として生徒に提供し、子どもたちの食生活・食教育に対する指導を行い、正しい食事マナー、健康的な食習慣・食生活等を身につけさせる。								
	実施方法				☐ 直営 ☒ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☐ その他()				事業開始年度		平成9年		
事務事業の性格	自治任意		法律		☒ 有 ☐ 無		学校給食法						
			条例要綱等		☐ 有 ☒ 無								
評価対象年度における事務事業実施内容	・安全で安心な給食実施のため、「甲府市中学校給食調理等業務委託衛生管理基準」等に基づき、調理業者への衛生管理指導を徹底するとともに、調理従事者への学校給食の意義や衛生管理意識の啓発を目的に、栄養士と各業者の責任者による衛生会議を実施し、外部委託による衛生調査と調査結果に基づく改善指導等を行い、調理従事者の資質の向上や衛生管理の徹底を図った。 ・給食費の徴収及び滞納整理の業務を行う中で、システムの活用により、生徒等の徴収データの作成、金融機関へのデータ伝送、滞納整理及び収納率の把握等、徴収等に係る業務の一元管理を行うことで、効率的な徴収管理等を実施した。 ・原油価格や物価の高騰に伴う給食の食材費の高騰分を保護者に転嫁することのないよう、市が負担した。 ・地産地消を推進するため、食材について地場農産物の積極的な活用に努めた。 ・老朽化の進んでいる学校給食関連機器について整備を行った。												
	事務事業の見直しと効果	見直し	① ②										
効果		① ②											
事業実施結果	事務事業のコスト等		年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
			区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)				
			事業費		470,822	516,393	528,479	547,912	609,260				
			事業費財源内訳	国庫支出金	8,156								
				県支出金			2,700						
				市債				1,000					
				その他特定財源	391,328	249,560	243,675	264,757	239,291				
				一般財源	71,338	266,833	282,104	282,155	369,969				
			概算人件費①×②		8,346	8,393	8,596	9,136	9,136				
			概算人件費	①年間職員数	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2				
	②職員1人当たり人件費	6,955		6,994	7,163	7,613	7,613						
	トータルコスト(事業費+概算人件費)		479,168	524,786	537,075	557,048	618,396						
	目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)					
			下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)					
活動指標		《指標名》 年間給食実施食数(食)	843,765	832,020	812,370	792,874	745,342						
			778,074	763,410	746,480								
		《指標の説明》 学校給食数においては、年間に児童等に給食を提供する食数がその活動指標と考えられるため。											
		《指標名》 給食が提供できなかった日(日)	0	0	0	0							
			0	0	0								
		《指標の説明》 人為的事故等により、給食が提供できなかった場合には、安全で安心な給食の運営ができないため。											
成果指標		《指標名》											
		《指標の説明》											
		《指標名》											
		《指標の説明》											

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	4	中学校は自校方式ではなく、民間の工場 で調理を行い配送している。	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					20 / 24	
部としての評価	総合評価	B 22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、 10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。				
		《上記評価の理由》 子どもたちへの給食の提供という重要な役割を担っていることから、安全・安心に配慮して取り組んだ。異物混入事案が令和3年度まで毎年発生していたことを受け、令和4年度末に購入した金属探知機を活用する中で、異物混入防止に努めた。				
《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。						

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)

		No.		10						
事業概要	事務事業名	小学校老朽化リニューアル事業		区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	教育部教育総室教育施設課		作成責任者職氏名		課長 穂山 誉				
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)		施策の柱		次代を担う子どもたちを育む				
	施策	学校教育の充実		小施策		良好な教育環境の整備				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 財政負担の軽減を図る中で、年次的かつ効率的に老朽化した衛生設備等の更新を図ることにより、教育施設の良好なトイレ環境を整備する。また、子どもたちの確かな学力や、豊かな心が育まれる環境づくりのため、照明器具のLED化を行う。								
	実施方法	☒ 直営 ☐ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☐ その他()		事業開始年度		平成26年度				
	事務事業の性格	自治任意		法律	☐ 有 ☒ 無					
		条例要綱等		☐ 有 ☒ 無						
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容		東小学校の校舎トイレリニューアルⅠ期工事、石田小学校の校舎トイレリニューアル工事を行った。							
	事務事業の見直しと効果	見直し	①特になし							
			②							
		効果	①							
			②							
	事務事業のコスト等	年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
		区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)		
		事業費		544,372	33,716	76,693	58	383,285		
		事業費財源内訳	国庫支出金	177,188	11,110	25,810		119,615		
			県支出金							
			市債	366,100	22,400	50,800		261,100		
			その他特定財源					2,558		
			一般財源	1,084	206	83	58	12		
		概算人件費①×②		27,820	6,994	21,489	22,839	15,226		
		概算人件費	①年間職員数	4	1	3	3	2		
②職員1人当たり人件費			6,955	6,994	7,163	7,613	7,613			
トータルコスト(事業費+概算人件費)		572,192	40,710	98,182	22,897	398,511				
目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)			
		下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)			
	活動指標	《指標名》 校舎トイレリニューアル整備校数	2.0	0.5	1.5	0.5	0.0			
			2.0	0.5	1.5					
		《指標の説明》 施設整備を行うことによって、教育環境が向上する効果が期待できる。【↑】								
		《指標名》 照明器具LED化校数				12	12			
	成果指標	《指標の説明》 施設整備を行うことによって、教育環境が向上する効果が期待できる。【↑】								
		《指標名》 校舎トイレリニューアル率	84	88	97	100	100			
			84	88	97					
		《指標の説明》 リニューアル整備校数/リニューアルが必要な校数。 リニューアル率が増加することにより、教育環境の向上につながる。								
《指標名》 照明器具LED化率					50	100				
《指標の説明》 照明器具LED化校数/照明器具LED化が必要な校数。 LED化率が増加することにより、教育環境の向上につながる										

(第2号様式)

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
2			事業内容の一部見直しが必要			
1			事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
		《上記評価の理由》 今後も引き続き、良好な教育環境の確保に向け、着実に事業を推進する必要があるため。				
		《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 令和7年度で校舎トイレリニューアル率は100%となるが、洋便器化率の向上や屋内運動場のトイレリニューアルなど、良好な教育環境の確保に向け、見直しを検討していく。				

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)										No.	11
事業概要	事務事業名	中学校老朽化リニューアル事業				区分	1	継続	2	主要	3
	担当部室課名	教育部教育総室教育施設課				作成責任者職氏名			課長 穂山 誉		
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)				施策の柱		次代を担う子どもたちを育む			
	施策	学校教育の充実				小施策		良好な教育環境の整備			
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 財政負担の軽減を図る中で、年次的かつ効率的に老朽化した衛生設備等の更新を図ることにより、教育施設の良好なトイレ環境を整備する。また、子どもたちの確かな学力や、豊かな心が育まれる環境づくりのため、照明器具のLED化を行う。									
	実施方法	☒ 直営 ☐ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☐ その他()				事業開始年度		平成26年度			
	事務事業の性格	自治任意		法律	☐ 有 ☒ 無						
			条例要綱等	☐ 有 ☒ 無							
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容		北東中学校の校舎トイレリニューアルⅡ期工事を行った。								
	事務事業の見直しと効果	見直し	①特になし								
			②								
		効果	①								
			②								
	事務事業のコスト等	年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
		区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)			
		事業費		238,541	41,976	58,779	0	110,154			
		事業費 財源内訳	国庫支出金	78,967	11,986	19,731		34,683			
			県支出金								
			市債	159,500	29,800	38,800		69,300			
			その他特定財源					6,171			
			一般財源	74	190	248		0			
		概算人件費①×②		13,910	13,988	7,163		22,839			
		概算人件費	①年間職員数	2	2	1		3			
②職員1人当たり人件費			6,955	6,994	7,163		7,613				
トータルコスト(事業費+概算人件費)		252,451	55,964	65,942	0	132,993					
目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)				
		下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)				
	活動指標	《指標名》 校舎トイレリニューアル整備校数	1.0	1.0	0.5	0.5	1.5				
			1.0	1.0	0.5						
		《指標の説明》 施設整備を行うことによって、教育環境が向上する効果が期待できる。【↑】									
		《指標名》 照明器具LED化校数									
	成果指標	《指標の説明》 施設整備を行うことによって、教育環境が向上する効果が期待できる。【↑】									
		《指標名》 校舎トイレリニューアル率	61	72	78	83	100				
			61	72	78						
		《指標の説明》 リニューアル整備校数/リニューアルが必要な校数。 リニューアル率が増加することにより、教育環境の向上につながる。									
《指標名》 照明器具LED化率											
《指標の説明》 照明器具LED化校数/照明器具LED化が必要な校数。 LED化率が増加することにより、教育環境の向上につながる											

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
2			事業内容の一部見直しが必要			
1			事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B 22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。				
		《上記評価の理由》 今後も引き続き、良好な教育環境の確保に向け、着実に事業を推進する必要があるため。				
《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 令和8年度で校舎トイレリニューアル率は100%となるが、洋便器化率の向上や屋内運動場のトイレリニューアルなど、良好な教育環境の確保に向け、見直しを検討していく。						

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)

No. 13

事業概要	事務事業名	教材・情報環境整備事業(中学校)		区分	1	継続	2	主要	3	総合戦略
	担当部室課名	教育部 教育総室 学事課		作成責任者職氏名		課長 山本 和弘				
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)		施策の柱		次代を担う子どもたちを育む				
	施策	学校教育の充実		小施策		良好な教育環境の整備				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 学習指導要領に基づき、授業に必要な教材・教具の整備、充実を図るとともに、ICT機器及び教育用コンテンツ(各教科等の授業で活用できる動画、写真、音楽などのデジタル素材)の活用等による情報教育環境を整備する。								
	実施方法	☒ 直営 ☐ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☐ その他()		事業開始年度		昭和39年				
事務事業の性格	自治義務		法律	☒ 有 ☐ 無		学校教育法				
			条例要綱等	☐ 有 ☒ 無						
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	・教材教具は、基礎・基本的な学習を理解し学習効果を高めるうえで必要不可欠なため「甲府市標準教材」に基づき整備の充実を図った。 ・情報環境の整備は、ICT機器の活用を進めるとともに、GIGAスクール構想が円滑に運用できるよう、ネットワーク環境の整備に努めた。								
	事務事業の見直しと効果	見直し	①							
			②							
		効果	①							
			②							
	事務事業のコスト等	年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
		区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	当初予算額	(計画額)		
		事業費		91,592	99,114	105,316	64,147	351,568		
		事業費 財源内訳	国庫支出金	11,332	16,031	1,551				
			県支出金							
			市債							
			その他特定財源	42,988	50,200	100,103	62,597			
			一般財源	37,272	32,883	3,662	1,550	351,568		
		概算人件費①×②		4,173	4,196	4,298	4,568	4,568		
		概算 人件費	①年間職員数	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6		
			②職員1人当たり人件費	6,955	6,994	7,163	7,613	7,613		
		トータルコスト(事業費+概算人件費)		95,765	103,310	109,614	68,715	356,136		
		目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	
下段:指標の説明				(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)		
活動指標	《指標名》 1人1台端末の整備台数(台)		4,604	4,604	4,065	4,065	4,141			
			4,604	4,604	4,065					
	《指標の説明》 生徒1人1台端末を活用することにより、わかりやすい授業の実現や児童の情報活用能力の育成、教員がきめ細やかな指導を行うことが期待できる。									
	《指標名》 教員1人1台端末の設置台数(台)		633	633	633	633	359			
			633	633	633					
	《指標の説明》 教員が1人1台端末を活用することにより、情報教育や指導環境の向上、作業負担軽減につながり、生徒と直接関わる時間や授業の質の向上が期待できる。									
成果指標	《指標名》 生徒1人あたりの端末の整備割合(%)		100	100	100	100	100			
			100	100	100					
	《指標の説明》 生徒1人1台端末を整備することにより、多様な子供たちを誰1人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現することができる。									
	《指標名》 教員1人1台端末整備率(%)		100	100	100	100	100			
			100	100	100					
	《指標の説明》 1人1台端末を活用することにより、情報教育や指導環境の向上、作業負担の軽減につながり、生徒と直接関わる時間や授業の質の向上につながる。									

(第2号様式)

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	4	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	4	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
	効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし
3			概ね効率的にできている			
2			検討の余地がある			
1			十分可能である			
【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か		4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合計					21 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
		《上記評価の理由》 生徒の教育環境整備のため、「甲府市標準教材」に基づき教材・教具の充実を図った。 また、ICT機器の導入、運用を行うことにより、ICTを活用した教育機会の提供、校務の効率化、GIGAスクール構想の円滑な運営を推進した。				
《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。						

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)										No.	15	
事業概要	事務事業名	生涯学習振興事業				区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	教育部 生涯学習室 生涯学習課				作成責任者職氏名			課長 樋田 和子			
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)				施策の柱	心豊かで輝く人を育む					
	施策	①生涯学習の充実				小施策	学習機会や学習内容の充実					
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 いつでもどこでもだれもが学べる環境づくりを行うとともに、生涯学習を通じて、市民誰もが生きる喜びと希望を持ち、人と地域が つながり、未来に向かって人生の充実を感じて暮らすことのできるまちづくりを推進する。										
	実施方法	■直営 □委託・指定管理 □補助・助成 □その他()				事業開始年度		平成3年度				
	事務事業の性格	自治任意		法律	□有 ■無							
			条例要綱等	□有 ■無								
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	「甲府市生涯学習ビジョン」を推進するため、自主事業や公民館主催事業の開催、甲府市まなび奨励ポイント制度の普及、出前講座の運営、生涯学習情報誌「まなび」の発行による情報提供など、市民への生涯学習に対する関心の喚起や参加意欲の向上に努めた。										
	事務事業の見直しと効果	見直し	①									
			②									
		効果	①									
			②									
	事務事業のコスト等			年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
				区分(単位:千円)	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)			
				事業費	12,460	12,770	12,833	13,966	13,406			
		事業費 財源内訳	国庫支出金									
			県支出金									
			市債									
			その他特定財源	7,137	7,456	12,374	13,957	12,715				
			一般財源	5,323	5,314	459	9	691				
				概算人件費①×②	6,955	6,994	7,163	7,613	7,613			
		概算人件費	①年間職員数	1	1	1	1	1				
	②職員1人当たり人件費		6,955	6,994	7,163	7,613	7,613					
			トータルコスト(事業費+概算人件費)	19,415	19,764	19,996	21,579	21,019				
目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)					
		下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)					
	活動指標	《指標名》 まなび奨励ポイント制度登録者数	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500					
		《指標の説明》 生涯学習への参加意欲の醸成が図られる。	2,091	2,255	2,429							
		《指標名》 出前講座の登録メニュー数	275	280	265	270	280					
			276	258	264							
	成果指標	《指標の説明》 市民の学習ニーズに対応したメニューを確保することにより、学習機会の拡大が図られる。										
		《指標名》 まなび奨励ポイントの受賞者数	55	55	25	30	25					
			16	13	17							
		《指標の説明》 市民の生涯学習活動を支援するとともに、さらなる生涯学習への参加意欲の醸成を図る。										
《指標名》 出前講座開催数		190	195	240	240	250						
		227	237	250								
		《指標の説明》 市民の学習ニーズに対応した講座メニューを充実させ、開催講座数を増やすことにより、学習機会の拡大を図る。										

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用 の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
3			目標値を達成する実績であった			
2			目標値を下回る実績であった			
1			目標値を大幅に下回る実績であった			
【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か		4	事業内容は適切である	3		
		3	事業内容は概ね適切である			
		2	事業内容の一部見直しが必要			
		1	事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B 22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。				
		《上記評価の理由》 令和5年の新型コロナウイルス感染症の5類移行後の状況として、出前講座の開催をはじめとした生涯学習活動がコロナ渦以前の指標に戻りつつあることから、着実に目標値が達成できるよう取り組む必要がある。				
《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 市民の学習意欲に応えられるように、「いつでもどこでもだれもが学べる環境づくり」を推進するとともに、「いきがいプラス」をはじめとした情報提供の拡充や他部署との連携を図りながら継続して取り組む。						

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)										No.	16				
事業概要	事務事業名					図書館管理運営事業		区分	1	継続	2	主要	3		
	担当部室課名					教育部生涯学習室図書館					作成責任者職氏名		課長 宮崎 真二		
	基本目標					1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)					施策の柱		心豊かで輝く人を育む		
	施策					生涯学習の充実					小施策		学習機会や学習内容の充実		
	事務事業の目的					《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 図書館の効率的な維持管理・運営を図る中で、地域社会の知の砦として、価値のある資料整備、リクエスト及びレファレンスサービス(図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報を求めた際に、図書館司書が情報そのもの或いはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務)をベースに、読書活動推進の支援やアウトリーチ活動(移動図書館「なでしこ号」や地域文庫等への団体貸出などによる出張サービス)により市民の知る自由を保障するとともに、社会教育施設として生涯学習或いは地域振興にも寄与する「役に立つ図書館」を目指す。									
	実施方法					■直営 □委託・指定管理 □補助・助成 □その他()					事業開始年度		昭和11年		
事務事業の性格	自治任意			法律		■有 □無		図書館法							
				条例要綱等		■有 □無		甲府市立図書館条例、甲府市立図書館条例施行規則							
評価対象年度における事務事業実施内容		図書や地域資料などの幅広い収集・整理・保管、インターネットによる本の予約受付や、所蔵の無い本を他館から取り寄せる相互貸借サービスを行うとともに、公民館利用者の利便性の向上に注力するため、北・西公民館図書室への司書の定期派遣や各公民館図書室の書架整理や本館資料の一部移管による蔵書の充実、移動図書館「なでしこ号」による市内33ステーションの巡回など基本サービスの充実を図った。 地域文庫等20箇所への団体貸出、市民の身近な情報提供や生涯学習の拠点施設として、利用者が必要とする知識や学習機会の提供、出生届提出の際に絵本を配布するブックスタート事業により、子どもの読書活動を推進した。 小学校等へ司書が訪問し読み聞かせ等を行う「おはなしキャラバン」を実施するとともに、講演会やボランティア団体と協力した読み聞かせ等のイベントを開催し、ボランティア活動の促進を図ることで社会教育施設としての機能の充実を図った。 国立国会図書館が所蔵するデジタル化した資料の画像閲覧や複写が可能となるサービスの提供、新入学の小学生や市外から転入した児童生徒及び教職員が一人一台端末等にて電子書籍サービスが利用できる利用者ID及びパスワードの付与を行うことで、未来志向のサービスの推進に努めた。													
事務事業の見直しと効果	見直し		①												
			②												
効果	①														
	②														
事業実施結果	事務事業のコスト等		年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度						
			区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)						
			事業費		173,010	173,317	212,099	262,911	194,025						
			事業費財源内訳	国庫支出金	3,596	2,436									
				県支出金											
				市債	4,100		8,300	25,000							
				その他特定財源	805	879	1,160	186,046	6,198						
				一般財源	164,509	170,002	202,639	51,865	187,827						
			概算人件費①×②		34,775	34,970	35,815	38,065	38,065						
			概算人件費	①年間職員数	5	5	5	5	5						
②職員1人当たり人件費	6,955	6,994		7,163	7,613	7,613									
トータルコスト(事業費+概算人件費)		207,785	208,287	247,914	300,976	232,090									
目標達成状況	項目	上段:指標名		(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)							
		下段:指標の説明		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)							
	活動指標	《指標名》 レファレンス実績		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500							
		《指標の説明》 利用者の知的要求に応え、“役に立った”と実感してもらえる調査支援(回答)数。		4,161	3,749	3,895									
		《指標名》 主催事業等実績		45	45	45	45	45							
				38	40	40									
		《指標の説明》 読書活動推進や生涯学習活動を支援する事業の開催数。													
	成果指標	《指標名》 甲府市立図書館の登録者数		140,000	140,000	140,000	140,000	140,000							
				109,952	108,663	108,660									
		《指標の説明》 図書の貸出など甲府市立図書館のサービスを利用するために利用者カードを作成している方の数。													
		《指標名》 甲府市立図書館の来館者数		345,000	345,000	345,000	345,000	345,000							
				194,945	222,274	235,897									
	《指標の説明》 甲府市立図書館の種々のサービスやイベントのために来館した方の数。														

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	3	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	2	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	4		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					18 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
			《上記評価の理由》 市民の読書活動を支援するため、図書や地域資料を幅広く収集、整理、保管し、蔵書の充実に努め、利用者の読書機会を創出し、利用拡大へ繋がるように努めてきた。 なお、令和6年度には館内給排水設備の故障により、5月3日(金)から5月19日(日)まで臨時休館(月曜休館を含む)となったが、代替日程でのイベント実施や、リクエストサービス等の図書館運営を継続することで、利用者サービスが低下しないように努めた。 また、電子書籍サービスについては、市内小中学校の児童生徒及び教職員が、学校に配備されている一人一台端末等で利用できるよう、利用者ID及びパスワードの付与を継続し、読書環境の整備を積極的に進めてきた。 さらに、移動図書館車「なでしこ号」の運行をはじめ、公民館図書室の書架整理や本館資料の移管など、多様なアウトリーチ活動にも力を入れてきた。			
特になし。						

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用之余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	3	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	4	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B 22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。				
		《上記評価の理由》 「こうふ開府500年レガシー事業」を継続して実施し、市内小・中学校や各地区自治会連合会等と連携を図りながら、「歴史・文化の継承」、「こうふ愛の醸成」、子どもたちの夢を育む事業を実施した。 また、12月20日には「こうふ開府の日」記念イベントを実施し、多くの市民とともに甲府のまちはじまりを祝う機会を創出し、更なるこうふ愛の醸成につなげた。 《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 「こうふ開府500年レガシー事業」を継続して実施し、学校や自治会連合会、関係部局等との連携を強化して事業展開を図ることによって、更なるこうふ愛の醸成につなげる。 また、「こうふ開府の日」記念事業を通して、効果的な情報発信や記憶に残るイベント等を実施して浸透・定着を図る中で、ふるさとづくりにつなげる。				

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)										No.	18	
事業概要	事務事業名	スポーツ振興事業				区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	教育部 生涯学習室 スポーツ課				作成責任者職氏名			課長 長田 亮治			
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)				施策の柱	心豊かで輝く人を育む					
	施策	②スポーツの振興				小施策	スポーツの普及					
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 市民スポーツ普及のための事業及び競技力向上を目的としたスポーツ選手の育成強化のための事業を実施する。										
	実施方法	■直営 ■委託・指定管理 ■補助・助成 □その他()							事業開始年度			
事業実施結果	事務事業の性格	自治任意		法律	□有 ■無	(公財)甲府市スポーツ協会補助金交付要綱						
				条例要綱等	■有 □無							
評価対象年度における事務事業実施内容	甲府市スポーツ推進計画(平成26年3月策定)に基づき、同計画の基本理念である「だれもが いつでも 身近にスポーツに親しむまち」のもと、「1 子どもの運動機会の充実」、「2 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進、環境整備」、「3 競技力の向上」及び「4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の4つの基本目標の達成に向け、甲府市スポーツ協会及び各競技団体等と協力・連携する中で、次の事業を実施した。 (1)子どもたちの運動・スポーツ機会の充実を図るため、ランクリニック教室などの教室を開催した。 (2)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進として、ズンパ教室や健康づくりヘルスアップ教室のほか、パラスポーツの普及促進を目的としたパラスポーツパーク及び障がい者ボッチャ教室などの教室を開催した。 (3)選手の競技力向上を図るため、第75回市民体育大会を開催したほか、指導者研修や各種目団体による「選手強化練習会」を開催した。 (4)地域に活力をもたらすスポーツ環境づくりとして、地域プロスポーツクラブとの連携により「甲府市サンクスデー」を実施した。 甲府市スポーツ協会との連携により、市民スポーツの振興と競技力向上を図るため、地区運動会等5つの事業を実施したほか、各種目団体が主体となり大会、研修会、スポーツ教室を実施した。											
事務事業の見直しと効果	見直し	①										
	効果	②										
事業実施結果	事務事業のコスト等	年度				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
		区分(単位:千円)				(決算額)	(決算額)	(決算額)	当初予算額	(計画額)		
		事業費				55,220	72,050	69,342	86,916	108,816		
		事業費財源内訳	国庫支出金				7					
			県支出金					4,928	964	11,974	24,573	
			市債									
			その他特定財源				35,902	38,480	65,853	74,776	79,801	
			一般財源				19,311	28,642	2,525	166	4,442	
		概算人件費①×②				13,910	13,988	14,326	15,226	15,226		
		概算人件費	①年間職員数				2	2	2	2	2	
②職員1人当たり人件費				6,955	6,994	7,163	7,613	7,613				
トータルコスト(事業費+概算人件費)				69,130	86,038	83,668	102,142	124,042				
目標達成状況	項目	上段:指標名				(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)		
		下段:指標の説明				(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)		
	活動指標	《指標名》 「各種スポーツ大会スポーツ教室等事業数」				12	16	16	20	35		
		《指標の説明》 スポーツ課が主催するスポーツ教室並びに甲府市スポーツ協会が実施するスポーツ教室の合計回数				16	18	23				
		《指標名》										
		《指標の説明》										
	成果指標	《指標名》 「各種スポーツ大会・スポーツ教室参加人数」				25,180	32,920	40,560	44,610	54,388		
		《指標の説明》 スポーツ課が主催する各種教室等の参加人数及び甲府市スポーツ協会が実施する各種目大会等並びに地区体協が実施する地区運動会等の参加人数の合計				26,260	40,274	42,168				
		《指標名》										
		《指標の説明》										

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用之余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	3	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	4	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
			《上記評価の理由》 引き続き、スポーツ推進計画に基づく、スポーツ振興に取り組んでいく必要がある。			
			《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。			

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)

No. 19

事業概要	事務事業名	文化芸術推進事業		区分	1	継続	2	主要	3
	担当部室課名	教育部 生涯学習室 生涯学習課		作成責任者職氏名		課長 樋田 和子			
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)		施策の柱	心豊かで輝く人を育む				
	施策	③文化・芸術の振興		小施策	文化・芸術に接する機会の提供				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 優れた文化芸術に接する機会の提供及び創作活動の場の充実に取組むことにより、市民に豊かな感性が育成されることを目的とする。							
実施方法	■直営 ■委託・指定管理 ■補助・助成 □その他()		事業開始年度		平成元年度以前				
事務事業の性格	自治任意	法律	□有 ■無						
		条例要綱等	■有 □無	甲府市文化振興事業基金条例 甲府市文化振興基金事業補助金交付要綱					
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	ジュニアオーケストラ育成事業及び交響楽団演奏会(1回)、方代の里なかみち短歌大会を開催、文化芸術イベント(5回)を開催するとともに、甲府市文化協会への活動支援を行った。							
	事務事業の見直しと効果	見直し	①						
			②						
		効果	①						
			②						
	事務事業のコスト等	年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
		区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)	
		事業費		14,178	14,168	15,551	15,941	22,613	
		事業費財源内訳	国庫支出金						
			県支出金					3,490	
			市債						
			その他特定財源	7	7	120	7,195	8,353	
			一般財源	14,171	14,161	15,431	8,746	10,770	
		概算人件費①×②		13,910	13,988	14,326	15,226	15,226	
		概算人件費	①年間職員数	2	2	2	2	2	
②職員1人当たり人件費	6,955		6,994	7,163	7,613	7,613			
トータルコスト(事業費+概算人件費)		28,088	28,156	29,877	31,167	37,839			
目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)		
		下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)		
	活動指標	《指標名》 事業開催日数	20	20	20	20	20		
			15	18	16				
		《指標の説明》 事業の開催日数を増やすことで、文化芸術に接する機会の提供及び創作活動の場の充実に期待できる。(但し、なかみち短歌大会の応募期間は含んでいない)							
		《指標名》							
	成果指標	《指標の説明》							
		《指標名》 市民文化祭への出演者数	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
			1,769	2,069	2,595				
《指標の説明》 市民文化祭への出演者数の増加は、市民文化団体や各地区文化協会の自主的文化活動が助長されていることを示すものである。									
《指標名》									
《指標の説明》									

(第2号様式)

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	3	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
2			事業内容の一部見直しが必要			
1			事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					18 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
		《上記評価の理由》 事業内容・対象を考慮し、優れた文化芸術に接する機会を子どもから高齢者までに提供することで、市民が文化芸術に親しむとともに豊かな感性を育むことができた。				
《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 「心豊かで輝く人を育む」ためには、心に潤いとゆとりを与える文化・芸術の振興は、少子高齢化社会ではますます重要となっている。また、会場を身近な市役所でイベントを開催することによる市民の外出機会の増加や、文化による地域のつながりの強化は心身の健康面でも有用であり、内容を精査し事業を展開していく。						

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)

No. 20

事業概要	事務事業名	史跡武田氏館跡整備事業		区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	教育部生涯学習室歴史文化財課		作成責任者職氏名		課長 西村 克仁				
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)		施策の柱		心豊かで輝く人を育む				
	施策	文化・芸術の振興		小施策		文化財の保護・活用				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 戦国大名居館と城下町の遺構が良好な状態で残っている武田氏館跡とその周辺一帯を開発から守り、史実に基づいた景観整備を進めるとともに、その多角的な活用を通じて、市民文化の向上やふるさとに誇りをもった人材の育成、地域の賑わいの創出などに努める。								
	実施方法	■直営 □委託・指定管理 □補助・助成 □その他()		事業開始年度		昭和62年度				
	事務事業の性格	自治任意		法律	■有 □無					
			条例要綱等	■有 □無						
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	①西曲輪北馬出の復元整備に向けた準備工として、発見された石垣の復元修理に必要となる石材の選別とともに、周辺の造成などの整備工事を実施した。 ②整備地及び史跡公有地の維持管理のため、除草のほか樹木の剪定・整枝などを行った。 ③設置から15年以上経過して老朽化していた照明設備の修繕を実施した。 ④外部講師を招いた散策会への協力や発掘調査現地見学を交えた散策会などを開催した。								
	事務事業の見直しと効果	見直し	①							
			②							
		効果	①							
			②							
	事務事業のコスト等			年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
				区分(単位:千円)	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)	
				事業費	27,723	23,183	19,151	46,487	53,791	
		事業費 財源内訳	国庫支出金	9,776	6,028	4,069	17,072	17,492		
			県支出金	3,045	3,014	1,886	8,536	1,749		
			市債	3,600	2,000	900	1,300	0		
			その他特定財源	0	0	13	27	32		
			一般財源	11,302	12,141	12,283	19,552	34,518		
				概算人件費①×②	13,910	13,988	14,326	15,226	22,839	
		概算 人件費	①年間職員数	2	2	2	2	3		
	②職員1人当たり人件費		6,955	6,994	7,163	7,613	7,613			
			トータルコスト(事業費+概算人件費)	41,633	37,171	33,477	61,713	76,630		
目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)			
		下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)			
	活動 指標	《指標名》「史跡武田氏館跡保存整備委員会」及び「専門委員会」開催数	4	4	5	5	5			
			2	1	5					
		《指標の説明》史跡整備事業の推移は、「史跡武田氏館跡保存整備委員会」及び当該委員会附属の専門的事案を扱う「武田氏館跡専門委員会」での協議・検討を経て実施している。								
		《指標名》								
	成果 指標	《指標の説明》								
		《指標名》整備目標面積(公有地化対象面積)に対する整備面積比率	22.87	22.87	23.41	23.41	23.41			
			22.87	22.87	22.87					
		《指標の説明》公有地化対象面積(71,554㎡)に対する整備面積比率は、事業の進捗状況を示している。 ※法務局による調査に基づき、令和4年度から公有地化対象面積を80,240.4㎡に是正する。								
	《指標名》									
		《指標の説明》								

(第2号様式)

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	武田信玄がくらしした館跡であり、山梨県民のみならず、国民共有の歴史的財産としての価値も高く、甲府市にとっても県都としての都市形成の原点となる史跡の保護保存し、復元整備によって活用を図る事業であり、必要性は高い。
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	4	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	後世の土地改変により失われた館跡の姿を復元する整備工事等により、武田氏の歴史を体感するための場を提供し、来訪者の利便性を高めることができる。また、整備後の姿も含めた館跡見学の散策会などを催すことで理解度が増し、武田氏の歴史を学ぶことと同時に文化財保護への意識を高めることが期待される。令和6年度は、調査成果の検証不足と施工予定の整備工事に予期せぬ発見もあり、工事の計画変更と一部工事の繰越が生じた。
3			目標値を達成する実績であった			
2			目標値を下回る実績であった			
1			目標値を大幅に下回る実績であった			
【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か		4	事業内容は適切である	3		
		3	事業内容は概ね適切である			
		2	事業内容の一部見直しが必要			
		1	事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	整備工事では本市まちづくり部等とも連携し、土砂流用や発生材の転用など、使用材料のコスト削減に努めている。補助金の交付額が査定により減額される状況が続いているが、国から早期策定の指導を受けている「史跡武田氏館跡保存活用計画」を令和8年度末までに策定し、補助金の確保に努めていく。	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
		《上記評価の理由》 甲府市にとって重要な文化財であり、観光資源でもある史跡武田氏館跡の整備工事については、課題は多いものの、事業が円滑に進むよう関係機関等とも連携を図って推進していく。 また、令和7年度には保存から活用まで事業全体の総合計画にあたる「史跡武田氏館跡保存活用計画」の策定に着手し、整備事業に係る補助金等の安定した確保を図っていく。				
		《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。				

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)

No. 21

事業概要	事務事業名	文化財保護事業		区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	生涯学習室歴史文化財課		作成責任者職氏名		課長 西村 克仁				
	基本目標	1いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)		施策の柱		次代を担う子どもたちを育む				
	施策	文化・芸術の振興		小施策		文化財の保護・活用				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 甲府市内の埋蔵文化財・一般文化財の保護・保存を図り、未来へ継承するとともに、かけがえのない歴史的文化遺産の啓発・普及と郷土愛の醸成に努める。								
	実施方法	■直営 □委託・指定管理 □補助・助成 □その他()		事業開始年度		平成12年				
	事務事業の性格	自治任意		法律	■有 □無		文化財保護法			
			条例要綱等	■有 □無		甲府市文化財保護条例・甲府市文化財保存事業補助金交付要綱				
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	埋蔵文化財包蔵地の確認調査を進め、開発事業等に対し発掘調査や記録保存など適切に対応しながら埋蔵文化財の保護・保存を図っていく。 指定文化財の適切な管理・保護対策の充実や積極的な活用に努めるとともに、新たな文化財の指定を行い、本市の魅力向上につなげていく。								
	事務事業の見直しと効果	見直し	①							
			②							
		効果	①							
			②							
	事務事業のコスト等	年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
		区分(単位:千円)		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)		
		事業費		154,007	83,935	97,492	180,389	139,521		
		事業費 財源内訳	国庫支出金	12,484	6,381	8,665	11,296	8,970		
			県支出金	6,386	5,272	6,789	6,473	4,515		
			市債	0	0		0	0		
			その他特定財源	115,323	60,425	64,572	137,300	98,478		
			一般財源	19,814	11,857	17,466	25,320	27,558		
		概算人件費①×②		20,865	22,632	21,489	22,839	22,839		
		概算人件費	①年間職員数	3	3	3	3	3		
②職員1人当たり人件費	6,955		7,544	7,163	7,613	7,613				
トータルコスト(事業費+概算人件費)		174,872	106,567	118,981	203,228	162,360				
目標達成状況	項目	上段:指標名	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)			
		下段:指標の説明	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)			
	活動指標	《指標名》 発掘現場及び文化財見学会等の開催回数	5	5	5	5	5			
			3	5	7					
		《指標の説明》 発掘現場及び文化財見学会等を開催し、文化財の保護・保存に対する理解につなげる。								
		《指標名》								
	成果指標	《指標の説明》 発掘現場及び文化財見学会等を開催について周知し、市民に文化財の保護・保存に対する理解につなげる。								
		《指標名》								
《指標の説明》										

(第2号様式)

事務事業の評価	評価項目		評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	3	国民共有の文化遺産を後世に伝える事業であり、文化財保護法に基づき公共性が高い事業である。
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	3	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	4	指定文化財の本質的な価値を市民に周知する意義は大きく、適切な保護・保存、活用につながり、発掘現場見学会・文化財修理や指定を契機とした見学会等は、市民等へ文化財の啓発・普及手段として有効であり、文化財や伝統文化を地域固有の資源として、地域活性化やまちづくりへの活用が期待される。
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
2			事業内容の一部見直しが必要			
1			事業全体の見直しが必要			
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	3	埋蔵文化財発掘の本調査に関しては、民間の発掘調査機関に業務委託し、業務の効率化を図っている。	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					19 / 24	
部としての評価	総合評価	B	22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。			
		《上記評価の理由》 文化遺産を後世に伝える事業であり、文化財保護法に基づき市で行う事業である。現場見学会、企画展示・歴史講座の開催等により本市の文化財の価値・魅力を普及・周知することにより、適切な保護・保存や次代へ確実に継承が図られる意義は大きい。また、民間事業者の開発に伴う、発掘調査については、業務委託するなど、事業の効率化が図られている。				
		《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。				

第六次甲府市総合計画 令和7年度第2次事務事業評価票(対象:令和6年度)										No.	23	
事業概要	事務事業名	学校安全安心推進事業				区分	1	継続	2	主要	3	
	担当部室課名	教育部 教育総室 学事課				作成責任者職氏名		課長 山本 和弘				
	基本目標	3安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる(暮らし)				施策の柱		安全な暮らしを守る				
	施策	防犯・交通安全対策の充実				小施策		防犯活動				
	事務事業の目的	《対象等をどのような状態にすることを目指しているか》 全国的に、通学途中に見知らぬ人に声をかけられる、校内に不審者が侵入するなど、子どもたちが事件に巻き込まれそうになるケースが増えていることや、自然災害による大きな被害が発生しており、子どもたちを取り巻く環境は厳しさと危険度を増していることから、学校内外における安全確保、その他の緊急事態における体制等の強化を図る。										
	実施方法	☒ 直営 ☐ 委託・指定管理 ☐ 補助・助成 ☐ その他()							事業開始年度	平成25年度		
	事務事業の性格	自治任意		法律	☐ 有 ☒ 無							
			条例要綱等	☐ 有 ☒ 無								
事業実施結果	評価対象年度における事務事業実施内容	・各小中学校に設置している防犯カメラの維持管理を図った。 ・新小学校1年生を対象に、登下校時の安全のため防犯ブザーを配布した。 ・児童生徒の安全対策として、防犯に関する通学路合同点検を実施した。										
	事務事業の見直しと効果	見直し	①									
			②									
		効果	①									
			②									
	事務事業のコスト等	年度				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
		区分(単位:千円)				(決算額)	(決算額)	(決算額)	(当初予算額)	(計画額)		
		事業費				1,214	1,192	941	743	704		
		事業費 財源内訳	国庫支出金									
			県支出金									
			市債									
			その他特定財源									
			一般財源				1,214	1,192	941	743	704	
		概算人件費①×②				4,173	4,196	4,298	4,568	4,568		
		概算 人件費	①年間職員数				0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
	②職員1人当たり人件費				6,955	6,994	7,163	7,613	7,613			
	トータルコスト(事業費+概算人件費)				5,387	5,388	5,239	5,311	5,272			
	目標達成状況	項目	上段:指標名				(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	
			下段:指標の説明				(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	(実績値)	
		活動 指標	《指標名》				10	10	10	10	10	
防犯に関する通学路合同点検年間メニュー数				11	11	6						
《指標の説明》				各小中学校から要望があった防犯に関する通学路合同点検を実施する。								
《指標名》				1,325	1,325	1,280	1,170	1,163				
防犯ブザー購入数				1,275	1,310	1,280						
《指標の説明》				新小学校1年生用に防犯ブザーを購入した数。								
成果 指標		《指標名》				90	100	110	120	130		
		防犯対策実施済みメニュー数				85	87	99				
		《指標の説明》				防犯に関する通学路合同点検後の対策実施済み総メニュー数。						
		《指標名》				100	100	100	100	100		
		防犯ブザー配布率				100	100	100				
		《指標の説明》				全新小学校1年生に防犯ブザーを配布した割合。						

評価項目			評価基準		点数	特記事項(評価内容の説明)
事務事業の評価	必要性・妥当性	【施策での位置付け】 事業が施策の目標達成に必要なか	4	目標達成の必要性が極めて高い	4	特記事項なし
			3	目標達成の必要性が高い		
			2	目標達成の必要性が低い		
			1	目標達成の必要性が極めて低い		
		【実施主体の妥当性】 行政が実施主体で適切か。民間活用の余地はないのか	4	公共性が高く、市が実施すべき必要がある	3	
			3	民間でもサービスの提供は可能だが、公共性が高く市が実施するのが望ましい		
			2	民間でもサービスは実施しており、比較的公共性は高いものの、市の事業は縮小していくべきである		
			1	公共性が低く、市が実施する必要はない		
	有効性	【成果の達成状況】 事業の成果指標の達成状況は順調か	4	目標値を大幅に上回る実績であった	3	特記事項なし
			3	目標値を達成する実績であった		
			2	目標値を下回る実績であった		
			1	目標値を大幅に下回る実績であった		
		【事業内容】 事業の目的実現のため、事業内容は適切か	4	事業内容は適切である	3	
			3	事業内容は概ね適切である		
			2	事業内容の一部見直しが必要		
			1	事業全体の見直しが必要		
効率性・公平性	【事業統合やコスト削減の余地】 類似事業との統合やコスト削減の可能性	4	現状が望ましい	4	特記事項なし	
		3	概ね効率的にできている			
		2	検討の余地がある			
		1	十分可能である			
	【受益者負担の適正化】 事業実施の財源として、受益者負担割合は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か	4	適正な負担割合である	3		
		3	概ね適正な負担割合である			
		2	検討の余地がある			
		1	見直すべきである			
合 計					20 / 24	
部としての評価	総合評価	B				22点～24点 A拡大、18点～21点 B継続推進、14点～17点 C改善・見直し、10点～13点 D 統合・縮小、6点～9点 E休止・廃止、F完了 ※数値で表すことのできない定性的要素がある場合は、これを踏まえた総合評価とすることができる。
		《上記評価の理由》 防犯カメラの維持管理により犯罪等の抑止効果を高めた。また、これまでに引き続き、新小学校1年生を対象に防犯ブザーを配布するとともに、児童生徒の安全対策として、防犯に関する通学路合同点検を実施した。				
		《本事業に対する「拡大・見直し・廃止・縮小など」の方針・考えなど》 特になし。				

議題：第22号

甲府市総合市民会館条例施行規則の

一部改正について(原案)

1 規則改正

甲府市総合市民会館は、貸館をはじめとする業務や施設管理を効率的に実施することを目的に、平成26年度から指定管理制度を導入しており、令和9年3月31日をもって現行の協定期限が満了を迎える。

指定管理者の候補者の再選定にあたり、年間を通じた安定的な集客を図るための方策として、条例で定めた額を上限とし、甲府市教育委員会の承認を経て、指定管理者が柔軟に利用料金を設定できるよう、令和8年6月議会において「甲府市総合市民会館条例の一部条例の改正」の議決を受けた。

そのため、甲府市総合市民会館条例施行規則へ利用料金の額の承認に係る条項を追記するとともに、付帯する様式等の追加や既存様式の修正について規則の一部改正を行う。

2 甲府市総合市民会館条例施行規則の一部改正

主な条文等の改正は次のとおり。

(社会体育関係団体の社会体育活動等)

第6条 第1項中 「体育協会等」を「スポーツ協会等」に改める。

第15条を第16条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第3項中「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条第2項中「第5号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第9条第2項に規定する設備器具の利用料金」を「第9条第3項の教育委員会規則で定める額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の額に係る承認)

第8条

指定管理者は、条例第9条第2項及び第3項に規定する利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会に甲府市総合市民会館利用料金承認申請書（第5号様式。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、甲府市総合市民会館利用料金承認決定書（第6号様式）により指定管理者に通知するものとする。

別表中、「設備器具利用料金」を「設備器具」に、「利用料金」を「金額」に改め、同表備考中「1単位利用料金は」を「1単位の利用金額は」に、「利用料金」を「金額」に改める。

議題：第22号

第6号様式中「第9条」を「第10条」に改め、同様式を第8号様式とする。

第5号様式中「第8条」を「第9条」に改め、同様式を第7号様式とし、第4号様式の次に次の2様式を加える。

3 施行期日

令和9年4月1日

4 改正の案文

別紙 新旧対照表及び規則案文参照

5 教育委員会への議題時期

令和8年8月定例教育委員会（8月12日開催）

議題：第 2 2 号

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成 2 年教育委員会規則第 1 1 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○甲府市総合市民会館条例施行規則 平成 2 年 9 月 2 8 日 教委規則第 1 1 号 （目的） 第 1 条 この規則は、甲府市総合市民会館条例（平成 2 年 7 月条例第 3 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （利用許可の申請） 第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、甲府市総合市民会館（以下「会館」という。）の施設及び設備器具（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市総合市民会館利用許可申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を条例第 4 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。 （平 2 5 教委規則 7 ・改） 2 前項の許可の申請は、施設等を利用しようとする日の 6 箇月前から 1 0 日前まで（施設等の利用上支障がないと認められる場合にあつては、利用しようとする日まで）の期間内に行わなければならない。 （平 2 5 教委規則 7 ・改）	○甲府市総合市民会館条例施行規則 平成 2 年 9 月 2 8 日 教委規則第 1 1 号 （目的） 第 1 条 この規則は、甲府市総合市民会館条例（平成 2 年 7 月条例第 3 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （利用許可の申請） 第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、甲府市総合市民会館（以下「会館」という。）の施設及び設備器具（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市総合市民会館利用許可申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を条例第 4 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。 （平 2 5 教委規則 7 ・改） 2 前項の許可の申請は、施設等を利用しようとする日の 6 箇月前から 1 0 日前まで（施設等の利用上支障がないと認められる場合にあつては、利用しようとする日まで）の期間内に行わなければならない。 （平 2 5 教委規則 7 ・改）

議題：第22号

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、同項に定める期間前においても申請できるものとする。

(平25教委規則7・改)

- (1) 市及び教育委員会が主催する事業に利用するとき。
- (2) その他教育委員会が必要であると認めるとき。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可することとした場合は申請者に対し甲府市総合市民会館利用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付し、許可しない場合はその旨を通知しなければならない。

(平25教委規則7・改)

2 利用の許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(平25教委規則7・改)

(利用許可の変更等)

第4条 前条第1項の規定により、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の内容を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、甲府市総合市民会館利用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて指定管理者に提出し、甲府市総合市民会館利用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更等許可書」という。)の交付を受けなければならない。

(平25教委規則7・改)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、同項に定める期間前においても申請できるものとする。

(平25教委規則7・改)

- (1) 市及び教育委員会が主催する事業に利用するとき。
- (2) その他教育委員会が必要であると認めるとき。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可することとした場合は申請者に対し甲府市総合市民会館利用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付し、許可しない場合はその旨を通知しなければならない。

(平25教委規則7・改)

2 利用の許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(平25教委規則7・改)

(利用許可の変更等)

第4条 前条第1項の規定により、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の内容を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、甲府市総合市民会館利用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて指定管理者に提出し、甲府市総合市民会館利用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更等許可書」という。)の交付を受けなければならない。

(平25教委規則7・改)

議題：第22号

(許可書等の提示)

第5条 利用者は、会館の利用に際し、許可書又は変更等許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(平25教委規則7・改)

(社会体育関係団体の社会体育活動等)

第6条 条例別表第1第2号の表の規定で定める社会体育関係団体の社会体育活動、社会教育関係団体の社会教育活動若しくは学校の行事又は福祉の事業は、次に掲げる活動、行事又は事業であって、入場料その他これに類するものを徴収しないものとする。

(平25教委規則7・改)

- (1) 市内のスポーツ協会等が行う社会体育活動であって、市民を対象とするもの
- (2) 市内の文化協会等が行う社会教育活動であって、市民を対象とするもの
- (3) 市内に所在する小学校、中学校及び高等学校等が行う学校の行事であって、児童等を対象とするもの
- (4) 市内に所在する社会福祉法人又は社会福祉に関する事業を主たる目的とする団体が行う社会福祉に関する事業であって、教育委員会が適当と認めたもの

(設備器具の利用料金)

第7条 条例第9条第3項の教育委員会規則で定める額は、別表のとおりとする。

(許可書等の提示)

第5条 利用者は、会館の利用に際し、許可書又は変更等許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(平25教委規則7・改)

(社会体育関係団体の社会体育活動等)

第6条 条例別表第1第2号の表の規定で定める社会体育関係団体の社会体育活動、社会教育関係団体の社会教育活動若しくは学校の行事又は福祉の事業は、次に掲げる活動、行事又は事業であって、入場料その他これに類するものを徴収しないものとする。

(平25教委規則7・改)

- (1) 市内の体育協会等が行う社会体育活動であって、市民を対象とするもの
- (2) 市内の文化協会等が行う社会教育活動であって、市民を対象とするもの
- (3) 市内に所在する小学校、中学校及び高等学校等が行う学校の行事であって、児童等を対象とするもの
- (4) 市内に所在する社会福祉法人又は社会福祉に関する事業を主たる目的とする団体が行う社会福祉に関する事業であって、教育委員会が適当と認めたもの

(設備器具の利用料金)

第7条 条例第9条第2項に規定する設備器具の利用料金は、別表のとおりとする。

議題：第22号

(平25教委規則7・改)

(利用料金の額に係る承認)

第8条 指定管理者は、条例第9条第2項及び第3項に規定する利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会に甲府市総合市民会館利用料金承認申請書(第5号様式。以下「承認申請書」という。)を提出しなければならない。

2 教育委員会は、承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、甲府市総合市民会館利用料金承認決定書(第6号様式)により指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条の規定により、利用料金を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、減額又は免除の額は当該各号に掲げる額とする。

(平25教委規則7・改)

- (1) 市及び教育委員会が主催する事業に利用するとき。 免除
- (2) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。 教育委員会が相当と認める額を減額又は免除

2 前項第2号に規定する利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、甲府市総合市民会館利用料金減免申請書(第7号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平8教委規則12・平25教委規則7・改)

(利用料金の還付)

(平25教委規則7・改)

【新設】

【新設】

【新設】

(利用料金の減免)

第8条 条例第10条の規定により、利用料金を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、減額又は免除の額は当該各号に掲げる額とする。

(平25教委規則7・改)

- (1) 市及び教育委員会が主催する事業に利用するとき。 免除
- (2) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。 教育委員会が相当と認める額を減額又は免除

2 前項第2号に規定する利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、甲府市総合市民会館利用料金減免申請書(第5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平8教委規則12・平25教委規則7・改)

(利用料金の還付)

議題：第22号

第10条 条例第11条ただし書の規定により、利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

(平8教委規則12・平25教委規則7・改)

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなかったとき。 全額
- (2) 利用者（山の都アリーナ（控室1・2を含む。）全面利用及び芸術ホール（控室大・中・小を含む。）利用者に限る。次号において同じ。）が利用日前60日までに利用の取消しを申請し、指定管理者が許可したとき。 全額
- (3) 利用者が利用日前30日までに利用の取消しを申請し、指定管理者が許可したとき。 2分の1に相当する額
- (4) 利用者（前2号に定める利用者を除く。）が利用日前7日までに利用の取消しを申請し、指定管理者が許可したとき。 全額

2 利用者が前項第3号に規定する日前までに利用の変更を申請し、指定管理者が許可した場合において、既に納付した利用料金に過納金を生じたときは、その過納金を還付する。

(平25教委規則7・改)

3 前2項の規定により、利用料金又は過納金の還付を受けようとする者は、甲府市総合市民会館利用料金還付申請書（第8号様式）に許可書又は変更等許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(平25教委規則7・改)

(特別の設備等の許可)

第9条 条例第11条ただし書の規定により、利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

(平8教委規則12・平25教委規則7・改)

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなかったとき。 全額
- (2) 利用者（山の都アリーナ（控室1・2を含む。）全面利用及び芸術ホール（控室大・中・小を含む。）利用者に限る。次号において同じ。）が利用日前60日までに利用の取消しを申請し、指定管理者が許可したとき。 全額
- (3) 利用者が利用日前30日までに利用の取消しを申請し、指定管理者が許可したとき。 2分の1に相当する額
- (4) 利用者（前2号に定める利用者を除く。）が利用日前7日までに利用の取消しを申請し、指定管理者が許可したとき。 全額

2 利用者が前項第3号に規定する日前までに利用の変更を申請し、指定管理者が許可した場合において、既に納付した利用料金に過納金を生じたときは、その過納金を還付する。

(平25教委規則7・改)

3 前2項の規定により、利用料金又は過納金の還付を受けようとする者は、甲府市総合市民会館利用料金還付申請書（第6号様式）に許可書又は変更等許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(平25教委規則7・改)

(特別の設備等の許可)

議題：第 2 2 号

第 1 1 条 条例第 1 4 条の規定により、利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、申請書に当該設備又は器具の内容を記載した仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(平 2 5 教委規則 7 ・ 改)

(打合せ)

第 1 2 条 利用者は、利用日前にあらかじめ指定管理者と利用方法その他利用に関する必要な事項について、打合せをしなければならない。

(平 2 5 教委規則 7 ・ 改)

(利用者及び入場者の遵守事項)

第 1 3 条 会館の利用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(平 2 5 教委規則 7 ・ 改)

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで壁、柱、扉等にはり紙をし、くぎ類を打たないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。
- (4) 申請目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (5) 設備器具を会館の外に持ち出さないこと。
- (6) 許可を受けないで寄附金の募集を行い、又は物品の販売等を行わ

第 1 0 条 条例第 1 4 条の規定により、利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、申請書に当該設備又は器具の内容を記載した仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(平 2 5 教委規則 7 ・ 改)

(打合せ)

第 1 1 条 利用者は、利用日前にあらかじめ指定管理者と利用方法その他利用に関する必要な事項について、打合せをしなければならない。

(平 2 5 教委規則 7 ・ 改)

(利用者及び入場者の遵守事項)

第 1 2 条 会館の利用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(平 2 5 教委規則 7 ・ 改)

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで壁、柱、扉等にはり紙をし、くぎ類を打たないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。
- (4) 申請目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (5) 設備器具を会館の外に持ち出さないこと。
- (6) 許可を受けないで寄附金の募集を行い、又は物品の販売等を行わ

議題：第２２号

ないこと。

(7) 収容定員を超えて入場させないこと。

(8) その他指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の立入り)

第１４条 利用者は、指定管理者が会館の管理の必要上当該許可に係る利用の場所に立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(平２５教委規則７・改)

(利用後の点検)

第１５条 利用者は、条例第１５条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに指定管理者の点検を受けなければならない。

(平２５教委規則７・改)

(委任)

第１６条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平２５教委規則７・改)

附 則

この規則は、平成２年１０月１日から施行する。

附 則（平成３年７月２５日教委規則第１４号）

この規則は、平成３年８月１日から施行する。

附 則（平成３年１０月１７日教委規則第１５号）

この規則は、平成３年１１月１日から施行する。

ないこと。

(7) 収容定員を超えて入場させないこと。

(8) その他指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の立入り)

第１３条 利用者は、指定管理者が会館の管理の必要上当該許可に係る利用の場所に立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(平２５教委規則７・改)

(利用後の点検)

第１４条 利用者は、条例第１５条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに指定管理者の点検を受けなければならない。

(平２５教委規則７・改)

(委任)

第１５条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平２５教委規則７・改)

附 則

この規則は、平成２年１０月１日から施行する。

附 則（平成３年７月２５日教委規則第１４号）

この規則は、平成３年８月１日から施行する。

附 則（平成３年１０月１７日教委規則第１５号）

この規則は、平成３年１１月１日から施行する。

議題：第２２号

附 則（平成５年３月２９日教委規則第５号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成５年６月３０日教委規則第１５号）

- １ この規則は、平成５年７月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成８年３月３１日教委規則第１２号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成８年６月７日教委規則第１４号）

- １ この規則は、平成８年７月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際、現に改正前の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成９年３月２５日教委規則第５号）

- １ この規則は、平成９年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に使用の許可を受け、かつ、当該許可に係る使用料の納入がされている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年８月１９日教委規則第７号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日教委規則第１号）

附 則（平成５年３月２９日教委規則第５号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成５年６月３０日教委規則第１５号）

- １ この規則は、平成５年７月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成８年３月３１日教委規則第１２号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成８年６月７日教委規則第１４号）

- １ この規則は、平成８年７月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際、現に改正前の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成９年３月２５日教委規則第５号）

- １ この規則は、平成９年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に使用の許可を受け、かつ、当該許可に係る使用料の納入がされている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年８月１９日教委規則第７号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日教委規則第１号）

議題：第22号

1この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2この規則の規定による改正後の甲府市総合市民会館条例施行規則別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附則（令和元年9月27日教委規則第9号）

1この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2この規則の規定による改正後の別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前に行った利用の許可に係る利用料については、なお従前の例による。

附則（令和7年3月31日教委規則第5号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

(平3教委規則14・平3教委規則15・改、平5教委規則5・平9教委規則5・全改、平25教委規則7・改、平26教委規則1・令元教委規則9・令7教委規則5・全改)

設備器具

分類	品名	単位	金額
舞台	音響反射板	1式	8,240円
設備	所作台（鳥屋囲を含む。）	1式	12,100円
	平台	1台	100円
	山台	1台	220円

1この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2この規則の規定による改正後の甲府市総合市民会館条例施行規則別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附則（令和元年9月27日教委規則第9号）

1この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2この規則の規定による改正後の別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前に行った利用の許可に係る利用料については、なお従前の例による。

附則（令和7年3月31日教委規則第5号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

(平3教委規則14・平3教委規則15・改、平5教委規則5・平9教委規則5・全改、平25教委規則7・改、平26教委規則1・令元教委規則9・令7教委規則5・全改)

設備器具利用料金

分類	品名	単位	利用料金
舞台	音響反射板	1式	8,240円
設備	所作台（鳥屋囲を含む。）	1式	12,100円
	平台	1台	100円
	山台	1台	220円

議題：第２２号

	めくり台	1 台	1 0 0 円
	演台（花台を含む。）	1 式	1, 2 0 0 円
	司会者台	1 台	5 4 0 円
	指揮者台	1 台	1 0 0 円
	指揮者譜面台	1 個	1 0 0 円
	譜面台	1 個	1 0 0 円
	屏風	1 双	2, 4 2 0 円
	松羽目	1 式	2, 4 2 0 円
	緋毛せん	1 枚	3 2 0 円
	リノリウム	1 式	7, 1 4 0 円
	地ガスリ	1 枚	3, 3 0 0 円
	紗幕	1 枚	3, 3 0 0 円
	高座用座布団	1 枚	3 2 0 円
	照明		
	調光機設備	1 式	3, 3 0 0 円
設備	反射板ライト	1 列	9 8 0 円
	ボーダーライト	1 列	9 8 0 円
	フットライト	1 式	1, 2 0 0 円
	アッパーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	ロアーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	サスペンションライト	1 列	2, 9 6 0 円
	トーメンタルライト	1 台	2 2 0 円
	フロントサイドライト	1 列	6 6 0 円

	めくり台	1 台	1 0 0 円
	演台（花台を含む。）	1 式	1, 2 0 0 円
	司会者台	1 台	5 4 0 円
	指揮者台	1 台	1 0 0 円
	指揮者譜面台	1 個	1 0 0 円
	譜面台	1 個	1 0 0 円
	屏風	1 双	2, 4 2 0 円
	松羽目	1 式	2, 4 2 0 円
	緋毛せん	1 枚	3 2 0 円
	リノリウム	1 式	7, 1 4 0 円
	地ガスリ	1 枚	3, 3 0 0 円
	紗幕	1 枚	3, 3 0 0 円
	高座用座布団	1 枚	3 2 0 円
照明 設備	調光機設備	1 式	3, 3 0 0 円
	反射板ライト	1 列	9 8 0 円
	ボーダーライト	1 列	9 8 0 円
	フットライト	1 式	1, 2 0 0 円
	アッパーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	ロアーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	サスペンションライト	1 列	2, 9 6 0 円
	トーマンタルライト	1 台	2 2 0 円
	フロントサイドライト	1 列	6 6 0 円

議題：第22号

音響 設備	シーリングライト	1式	4,400円
	ピンスポットライト	1台	2,200円
	可動スポットライト	1.5キロワット	1台 320円
	1キロワット	1台	220円
		0.5キロワット	1台 100円
	ストリップライト	1台	220円
	効果用照明器具	1台	1,320円
	カラーフィルター	1枚	150円
	拡声基本設備	1式	3,300円
	コンデンサーマイクロホン	1本	540円
	ダイナミックマイクロホン	1本	320円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,760円
	三点吊マイク装置	1式	2,420円
	効果用スピーカー	1台	540円
映写 設備	ステレオオーディオレコーダー (CD/SD/USB)	1台	1,760円
	効果用音響器具	1台	1,200円
	ダイレクトボックス	1台	320円
	液晶プロジェクター	1台	1,760円
	テレビモニター	1台	1,100円
	DVDプレーヤー	1式	1,760円
	映写スクリーン	1式	1,200円

音響 設備	シーリングライト	1式	4,400円
	ピンスポットライト	1台	2,200円
	可動スポットライト	1.5キロワット	1台 320円
	1キロワット	1台	220円
		0.5キロワット	1台 100円
	ストリップライト	1台	220円
	効果用照明器具	1台	1,320円
	カラーフィルター	1枚	150円
	拡声基本設備	1式	3,300円
	コンデンサーマイクロホン	1本	540円
	ダイナミックマイクロホン	1本	320円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,760円
	三点吊マイク装置	1式	2,420円
	効果用スピーカー	1台	540円
映写 設備	ステレオオーディオレコーダー (CD/SD/USB)	1台	1,760円
	効果用音響器具	1台	1,200円
	ダイレクトボックス	1台	320円
	液晶プロジェクター	1台	1,760円
映写 設備	テレビモニター	1台	1,100円
	DVDプレーヤー	1式	1,760円
	映写スクリーン	1式	1,200円

議題：第22号

	移動用スクリーン	1式	540円
楽器	フルコンサートピアノ（外国製）	1台	12,100円
	フルコンサートピアノ（日本製）	1台	4,840円
	セミコンサートピアノ（日本製）	1台	2,420円
	アップライトピアノ	1台	1,200円
	大太鼓	1式	1,100円
その他	持込器具使用電源	1キロワット未満	100円
		1キロワット以上2キロワット未満	220円
		2キロワット以上で1キロワット増すごとに	320円
	電動椅子	1式	6,600円
	仮設舞台	1式	11,000円
	看板枠	1式	5,500円

備考

- 1 設備器具（仮設舞台を除く。）の1単位の利用金額は、午前、午後、夜間ごとに利用する設備器具の金額をいう。
- 2 仮設舞台の金額は、全日の金額とする。

第1号様式（第2条関係）

（平5教委規則15・改、平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

	移動用スクリーン	1式	540円
楽器	フルコンサートピアノ（外国製）	1台	12,100円
	フルコンサートピアノ（日本製）	1台	4,840円
	セミコンサートピアノ（日本製）	1台	2,420円
	アップライトピアノ	1台	1,200円
	大太鼓	1式	1,100円
その他	持込器具使用電源	1キロワット未満	100円
		1キロワット以上2キロワット未満	220円
		2キロワット以上で1キロワット増すごとに	320円
	電動椅子	1式	6,600円
	仮設舞台	1式	11,000円
	看板枠	1式	5,500円

備考

- 1 設備器具（仮設舞台を除く。）の1単位利用料金は、午前、午後、夜間ごとに利用する設備器具の利用料金をいう。
- 2 仮設舞台の利用料金は、全日の利用料金とする。

第1号様式（第2条関係）

（平5教委規則15・改、平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

議題：第22号

第2号様式（第3条関係）

（平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第3号様式（第4条関係）

（平5教委規則15・改、平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第4号様式（第4条関係）

（平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第9条関係）

（平5教委規則15・改、平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第8号様式（第10条関係）

（平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第2号様式（第3条関係）

（平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第3号様式（第4条関係）

（平5教委規則15・改、平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第4号様式（第4条関係）

（平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

【新設】

【新設】

第5号様式（第8条関係）

（平5教委規則15・改、平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

第6号様式（第9条関係）

（平8教委規則14・全改、平25教委規則7・改）

（略）

議題：第 2 2 号

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成 2 年 9 月教委規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「体育協会等」を「スポーツ協会等」に改める。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 0 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 9 条第 3 項中「第 6 号様式」を「第 8 号様式」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条第 2 項中「第 5 号様式」を「第 7 号様式」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「第 9 条第 2 項に規定する設備器具の利用料金」を「第 9 条第 3 項の教育委員会規則で定める額」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の額に係る承認）

第 8 条 指定管理者は、条例第 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会に甲府市総合市民会館利用料金承認申請書（第 5 号様式。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、甲府市総合市民会館利用料金承認決定書（第 6 号様式）により指定管理者に通知するものとする。

別表中「設備器具利用料金」を「設備器具」に、「利用料金」を「金額」に改め、同表備考中「1 単位利用料金は」を「1 単位の利用金額は」に、「利用料金」を「金額」に改める。

第 6 号様式中「第 9 条」を「第 1 0 条」に改め、同様式を第 8 号様式とする。

第 5 号様式中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同様式を第 7 号様式とし、第 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。

議題：第 2 2 号

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）教育委員会

所在地

指定管理者 名 称

代表者 印

甲府市総合市民会館利用料金承認申請書

甲府市総合市民会館条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、甲府市総合市民会館の利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

議題：第 2 2 号

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

様

教育委員会

甲府市総合市民会館利用料金承認決定書

年 月 日付けで申請のあった甲府市総合市民会館の利用料金について、次のとおり承認します。

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(教育部)

審 査 の 講 評

令和7年度決算審査

学校体育館への空調設備の設置は、児童生徒の熱中症対策のみならず、災害時の避難所として避難者の健康を守るためにも必要不可欠である。本市においても「甲府市学校施設等体育館空調設備等整備基本方針」に基づき、教育活動への影響を最小限に抑える効率的かつ効果的な事業推進と、児童生徒の安全を最優先とした円滑な施工に努めること。

(総務課、学校教育課、学事課、甲府商業高等学校、教育施設課)